

地震等の災害時における「引き渡し」と「待機」について

広島県尾道市立因北中学校

1 引き渡しの判断・・・生徒の安全を最優先する。

メール配信や電話連絡が滞ることを想定し、以下の基準で判断するように、事前に保護者に伝えておく。

○学校を含む地域の震度が5弱以上の場合

保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、生徒を学校で保護しておく。

○学校を含む地域の震度が4以下の場合

原則として下校させる。交通機関に混乱が生じた場合、学校で待機させ、復旧又は保護者の引き取りを待つ。

○津波など限られた時間での対応が迫られる場合

保護者に対して情報を提供し、生徒を引き渡さず、早急に避難行動をとる。

※保護者には安全が確認されるまで引き取りに来ないように通知しておく。状況によっては、引き渡さず保護者と共に学校に留まるようにする。

2 学校に待機させる場合の留意点

○近隣からの火災の対応や津波などの対策を十分にとることができるようにしておく。

○待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食糧の確保や宿泊の対応などを準備しておく。

○不安を訴える生徒のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などに連絡を取ることができるようにしておく。

3 引き渡しの手順

○校内における引き渡しの手順

